

2015年7月10日

各位

日産化学工業株式会社

### 特許権侵害訴訟の控訴について(第4報)

日産化学工業株式会社は、2014年2月14日公表の「高コレステロール血症治療剤「リバロ」後発品に対する特許権侵害訴訟の提起について(第3報)」にてお知らせいたしましたとおり、日新製薬株式会社及び日本ケミファ株式会社に対して特許権侵害訴訟を提起いたしましたが、本年6月28日、東京地方裁判所より当社の請求を棄却する判決が言い渡されました。

本判決では、被告製品が当社特許発明の技術的範囲に属しないと判断されておりますが、当社はこれを不服として、7月9日付で知的財産高等裁判所に控訴いたしましたので、お知らせいたします。

#### ■リバロについて

「リバロ」は、当社が原薬を創製、製造し、興和株式会社(本社:名古屋市中区、代表取締役社長:三輪芳弘 以下「興和」)が独占的にグローバル展開(開発、製剤製造、販売、他社提携など)している医薬品です。国内では、興和が商品名「リバロ錠1mg・リバロ錠2mg・リバロ錠4mg / リバロOD錠1mg・リバロOD錠2mg・リバロOD錠4mg」として製造販売し、興和創薬株式会社が販売しています。本医薬品は、強力なLDLコレステロール低下作用を示すHMG-CoA還元酵素阻害剤としてストロングスタチンに位置づけられ、その優れた脂質異常改善効果以外にも数多くの知見により、長期使用での安全性、薬物相互作用発現の低減、糖尿病合併時の有用性等が確認され、日本国内をはじめ海外でも多くの脂質異常症患者向けに処方されています。

以上

本件に関するお問い合わせ先

日産化学工業株式会社  
経営企画部  
TEL:03-3296-8320